

より良い教科書作りに向けて —高校理科の教科書検定制度に終止符を—

Takashi ITO **伊藤 卓** 横浜国立大学名誉教授



はじめに

様々な話題を提供しながら、去る6月1日付けで教育再生会議の第2次報告が安倍首相宛に提出された。幼児教育から大学院教育に至るまでの幅広い年齢層にわたって、我が国の教育再生のための方策が提案されている (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku.html>)。公立の小中学校の授業時数の1割増加や教科「徳育」の新設など、現在すでに動き始めている次期学習指導要領策定に直接かかわる事案も含まれているが、今後これらについて中教審の教育課程部会での審議を経て、どのような形で次期教育課程に反映されることになるのか、推移が気になるところではある。

一方、毎年桜の咲く季節に必ずマスコミの標的になる教育関連の話題の一つに、教科書検定がある。今年も3月30日に開催された教科用図書検定調査審議会総会の様子がTVのニュースや新聞で報道され、4月初頭の新聞紙上でその解説が述べられている。

マスコミの報道をはじめ世のなか一般では、教科書検定にかかわる問題といえば即、教科「地理歴史」にかかわるものだけに終始しがちであるが、本稿では現行の教科書検定制の実態を紹介した上で、教科「理科」にかかわる諸々の問題を洗い出し、今後のあるべき姿についての私見を述べてみたい。

教科書検定制の現状

昭和25年に発令された政令「教科用図書検定調査審議会令」に基づいて教科用図書検定調査審議会は運営され、文科省初等中等教育局教科書課がその事務を掌理している。審議会は関連する教科・科目によって9つの部会に分かれ、第4部会の「理科」はさらに、物化生地のそれぞれの小委員会に分かれて、あらかじめ告示されている教科用図書検定基準に則って、個別の調査を行う。対象とする教科書群は年度によってローテーションが生まれ、例えば平成17年度は、高等学校のうち主として低学年用（すなわち、物化生地のそ

れぞれIを付す科目に相当)の、同18年度は中学年用(同じくIIを付す科目)について各出版社から提出された教科用図書(いわゆる白表紙)が調査された。ちなみに、平成19年度は高等学校の高学年用と小学校用の検定が実施されることになっている。検定の翌年には国内8会場において検定結果が公開され、その翌年から使用が開始されるといった仕組みになっている。

各部会のなかの小委員会においては、教科書出版社から申請のあった当該科目の「白表紙」を、その分野の専門家の立場から見た記述内容の正確性や表記・表現の適切性などについて審議する。その際、学習指導要領との整合性については文科省の教科書調査官によって精査される。一つの小委員会で採り上げる申請図書が十数件に及ぶこともあり、その場合には各委員は丸3日間ほど朝から夕まで拘束されるのに加えて、宅配便でドサッと送り届けられる審査対象図書のすべてに事前に眼を通しておかなければならない。

初秋に開催される小委員会の席上で出された意見は、教科書調査官が整理した上で事務的に出版社とのやりとりにつされ、その結果は年明けに開催される年度2回目の小委員会で再度審議されることになっている。このようにして平成18年度の検定の結果、全部で224点の検定申請に対して222点が合格、理科では16点中14点が、さらに化学IIでは申請7点のすべてが合格となっている。

論点1 学習指導要領と教科書検定

小学校で用いる教科書は検定を経たものでなければならぬことが学校教育法第21条で定められており、中・高等学校においてもこれを準用することが規定されている。全国で800万余名の児童が使う教材ということから、教科書の質の確保のためにそれなりの人的・経済的なエネルギーを費やすことは当然必要ではある。それよりもっと大きなエネルギーが注がれている学習指導要領については、そのあり方から始まって、議論の多いところでもあるが、ここではその論議は措くこ

とにして、それを前提にした教科書検定の、それも教科「理科」に絞って様々な角度から検証をしてみたい。

学習指導要領に沿った教育を保障するために教科書を検定するわけであるが、検定を受けた教科書が時として「国定教科書」の様相を呈することが、とりわけ社会科学系において深刻な問題を生起することになりかねない。それだけではなくて、学習指導要領による「縛り」を極度に意識するあまりに、筋道に沿った論理的な説明や例示に制約が生じ、舌足らずの記述に陥る可能性も避けられない。また、その結果、どこの出版社からも変わり映えのしない、あたかも金太郎飴のような内容を盛り込んだ教科書が続出することになってしまう。小・中学校の義務教育段階での一定レベル確保のための教育には支障はないとしても、論理的な思考力を培うことを使命とする高等学校の「理科」においてはこの問題は格別深刻である。現に、生徒に教科書は購入させるが、教室ではそれを使うことなくほとんど自前のプリントで授業を進める学校が少なくないのが現状のようである。

「学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることを明確にした」とする平成15年の学習指導要領の改訂に伴い、教科書についても同年の検定から「発展的な学習内容」を含めることが可能となった。それによって、それまでは「学習指導要領の範囲を逸脱している」として言及が許されなかった内容を、どの教科書も「発展」の項目のもとに次々と盛り込むようになってきた。ただし、教科書全体のボリュームには一定の足枷があるために、その分、基礎的な内容の説明が薄くなるといった問題を招来する。

論点2 「良い教科書」作りに向けて

教科書検定については、上述の理由から教科書を作成する出版社並びにその執筆に携わる人から見ると必ずしも評判がよくない。前項に記したように、「発展」の項目のもとに「何でもあり」となった今、教科書検定の意味はどこにあるのだろうか。行政が教育内容に関与する意図がある場合には必要かもしれないが、「科学の素養」を学ぶ「理科」においては、検定の意味はもはやどこにもない。出版社や執筆者の意向によって様々な特徴を備えた教科書が出版されて、教師はそのなかから自分の授業に最もふさわしい教科書を選ぶ…。その結果、「良い教科書」は生き残り「粗悪な教科書」は置き去りにされる、といった自然淘汰の機能が働く方が好ましいのではないかと思われる。実際、教科用図書検定調査の小委員会では、本文中に学習指導要領の範囲を逸脱しているものがあれば「発展」の項目に

移すよう指示する程度で、ともすると誤字・誤記など校正作業に類する仕事に終始することにもなりかねない現状は、本末転倒といわざるを得ない。

このように百害ばかりが目について、一利すら探するのが難しい状況の高校「理科」の教科書検定の制度は、早急に廃止の方向で具体的に検討されるべきである。ただ、教育の過程で学ぶ学術用語や単位などについては、検定制度を廃止することによってむやみに乱立するのは避けなければならない。検定制度とは別に、実験を行う上での安全性への配慮も含めて基準を明示して、それに則した教科書であることを「認定」する仕組みは必要である。

論点3 外国における教科書検定の実施の状況

(財)教科書研究センターの資料によると、欧米諸国のなかで中等教育の検定制度が行われているのは、国定の教科書を用いているロシアを除くとドイツとノルウェーの2国だけである。効果的な初等中等教育で、近年脚光を浴びているフィンランドにおいても、教科書は民間に委ねられていて、検定も認定もなされていない。米国やイギリスの教室で用いられている教科書の分厚さとサイズの大きさについては、巷間よく話題に上るところである。これからの我が国の理科教育を設計する上で、こうした国際的な動向に対しても眼を向けるべきである。

おわりに

SSHの導入など、多様なレベルの教育を意識し始めている文科省の流れに沿ってみたとき、教科用図書検定の制度を見直すことは十分価値があると思われる。ある一定のレベルを維持することが求められる義務教育段階を別にして、高等学校段階では、そして少なくとも政治的色彩からは遠い位置にある「理科」については、まずは「検定」の制度からは外して、せめて「認定」の程度に改変するのがよい。出版者が切磋琢磨して互いにしのぎを削り、より質の高い教科書が、そして難易度のレベルにしても、採り上げる内容にしても、バラエティに富んだ様々な教科書が実現することが切に望まれる。

©2007 The Chemical Society of Japan

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員の執筆によるもので、文責は、基本的には執筆者にあります。日本化学会では、この内容が当会にとって重要な意見として認め掲載するものです。ご意見、ご感想を下記へお寄せ下さい。
論説委員会 E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp